

委員会提出議案第1号

新聞の軽減税率を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年12月13日 提出

提出者 総務委員会

委員長 岡 弘 悟

新聞の軽減税率を求める意見書

新聞販売店は、「国民の知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで国力の維持に貢献している」という誇りを持ち、戸別宅配制度を維持することで、国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが使命と考えて日々の仕事に取り組んでいる。

政府は景気回復に向けて積極的政策を展開中であるが、国民の所得が順調に増える保障はない。来年4月に予定している消費税増税によって各家庭の経済的負担が増せば、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭が増えることを懸念する。

そうなれば国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来が危ういものになる。特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は格差が拡大し、社会的不安を招く。

また、新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国36万人超の販売店スタッフの雇用の場が失われる可能性がある。

政府は消費税アップに例外は作りたくないと考えているようであるが、多くの国では品目別の複数税率が導入されている。そして民主主義という観点での先進国では、以前より新聞、書籍などに軽減税率を適用している。

よって下記の事項の実現を強く要望する。

記

1. 消費税増税にあたり複数税率を導入すること。
2. 新聞へ軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 日
橋本市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣